

## 建築士および構造設計一級建築士について

(社)日本建築構造技術者協会

木原 碩美

### 1. 建築士について

#### ● 建築士受験の実務経験要件

建築士受験の実務経験要件は、設計実務に限定せず、施工、教育、建築行政、建築研究など営業職を除く幅広い実務領域を可とすべきである。ただし、設計実務以外は経験年数を1/2とする等の重み付けを採用すべきである。よって大学院の履修は全ての課程が期間を1/2として評価するものとする。

#### ● 定期講習等

半日の講習とするなど簡素なものとするか、実務を継続していれば書類による審査により講習を免除する簡略化をはかるべきである。

職能資格は、学科履修実績・実務経験実績・試験内容の3項目を横断的に捉え、検討すべきものであるが、本小委員会での検討項目は前二者ということなので、試験内容は従来通りであるとの前提で意見を述べることにする。

#### 1 - 1 資格新規取得時学科目履修要件、実務経験要件

建築士を、「建築に関わる全ての技術者の資格であり、意匠、構造、設備のそれぞれの設計者の基礎的・基本的資格である」と認識する。したがって、大学等における学科目履修要件は学科試験科目にある建築計画（建築設備を含む）、建築構造、建築施工、建築法規に関わる科目と捉えるべきである。建築法規を履修していない者が存在することが想定される。特に基準法や土法に関する予備知識は建築士にとって必要不可欠であるが、この部分のみは更新講習時に必ず受講してもらい、少なくとも管理建築士は受講しているということによしとすべきである。

実務経験要件は、設計実務に限定すべしという意見もあるが、先述の建築士資格が基本資格との認識に立てば、設計実務に限定する必要はなく、施工、教育、建築行政、建築研究など営業職を除く幅広い実務領域を可とすべきと考える。ただし、設計実務以外は経験年数を1/2とする等の重み付けは考慮すべきである。よって大学院の履修は全ての課程が期間を1/2としてカウントしてよいものとする。なお、実務経歴の証明者に関し、虚偽の証明に関する罰則を明示すべきである。

#### 1 - 2 定期講習

この講習は、建築士資格取得者に対し、その職能モラル保持と能力向上および技術や環境の新展開への対応力を期待するものであるから、半日で完了する程度で十分であり、修了考査は実施しない。その能力の保持向上の検証は実務に関する実績証明によるものとする。

この定期講習時に職能実績と勤務先、住所などの近況を正確に提出してもらい、受講者名簿とともに講習機関から指定登録機関に報告されることを優先すべきである。現在、一級建築士で設計実

務を業とするものは約 10 万名、二級まで入れると 30 万名程度の資格者がいると推定されているので、3 年に一度の受講としても膨大な人数となることから、書類提出で講習を免除する方法など、さらに簡略化が必要と考えられる。なお、資格者の最新登録情報を「個人情報保護法」に抵触しない範囲で広く社会に開示することも併せて考えるべきである。

## 2. 構造設計一級建築士について

### ● 資格のレベルと実務経歴審査

本資格者は、一級建築士として 5 年以上の構造設計・監理の実務実績を有し、標準的な建築物の構造設計を自力で適切に遂行できる者と定義すべきである。その実務経験を有する者には、ほぼ自動的に付与し、その実務経験が不足する者には絶対に付与してはならない。実務経歴の証明と審査は実効性がある手段を採用する。

### ● 制度新設時の資格取得講習と修了考査

- ・ 1 日の講習と半日の修了考査とする。
- ・ JSCA 認定建築構造士および構造計算適合性判定員は修了考査を免除する。

### ● 新制度 1 年経過後の資格取得講習と修了考査

- ・ 1 日の講習と半日の修了考査とする。

### ● 定期講習等

- ・ 半日以内の講習とする。
- ・ 建築士資格の定期講習と内容が重なる講義は、どちらか一方の受講で可とする。

この資格を保持すべき者は、一級建築士として 5 年以上の構造設計・監理の実務実績を有し、標準的な建築物の構造設計を自力で適切に遂行できる者と定義すべきものである。この資格はその実務経験を有する者には、ほぼ自動的に付与し、その実務経験が不足であるにも拘わらず構造もできる一級建築士を標榜する者には、絶対に付与してはならないものである。

資格者は、一定規模以上等の建築物の、構造設計あるいは構造安全性証明（法適合証明）を、業務独占で行う者になる。設計をしていないで適合証明を行う場合は、構造設計の全責任を負うことになり懲役刑も含む罰則も定められているので、証明は容易に行えるものではない。

構造設計の業務は、耐震強度偽装事件で報道されていたような構造計算書を作ることはごく一部の業務で、建築の基本計画段階から設計に参画し構造という建築の根幹部分の基本を定める業務から、施工段階で構造監理の大枠を定め施工品質の最終確認を行う業務まで、多岐に亘るものである。その業務責任の重さと業務実態の現実から判断すると、本資格者が年間に担当し得る案件数は多めに見ても 10 件程度が限界である。

これらを考慮して試算すると、制度実施後の構造設計一級建築士の適正人数は、7 万件 / 10 = 7 千人となる。一部の案件が適合証明で行われるがその割合は少ないと思われ、7 千人が適正人数である。

国民のための建築構造安全性担保のためには、新資格者はその人数に過不足があってはならない。少ない場合は、資格を持たずに実際に構造設計を行う者が多くなり、設計を行わず適合証明を行う件数割合が増え、名義貸しとはいわないまでも、内容を十分理解せずに証明する者ができる恐れがあ

る。多い場合は、事件の原因であった能力不足の者の参入を許し、現状のように過当競争により品質確保が期待できない実態が解消されない。

## 2 - 1 制度新設時資格者選定

### 2 - 1 - 1 実務要件

法律で決定しているように、一級建築士資格取得登録後5年の建築構造設計および構造監理の実務経験の要件を満たす者でよいと考える。ただし、構造設計期間を最低限3年以上とし、監理より設計に比重が置かれるべきである。受験時提出書類には構造設計を担当した3件の設計説明を求めるとする。

問題は実務経験の証明をどのような者が行うかである。事務所の管理建築士を基本とするのはいいとして、本人が管理建築士の場合は、所属する協会等の地方組織を含む責任者等を想定した上で、虚偽の申請が発覚した場合の本人に対する罰則は勿論のこと、証明者に対する罰則も決めるべきである。

### 2 - 1 - 2 資格取得のための講習等

講習は、一日の講義と、半日の修了考査とする。

講義内容は、プロフェッションおよび行政法に関する事項と、技術に関係した法令等の改正に関する事項に限定して行うこととする。

構造設計に関わる講義を数日かけて十分に実施すべきだとする意見があるが、この講習を受講する者は既に一級建築士であり、元々国民の住の安全に真摯に関わってきたもので、長い期間をかけた技術を研鑽してきている者が大部分である。取って付けたような数日の講義でその技術・識見が向上するであろうか。受講までの研鑽が不十分で技術力・識見が不足する者は受講する資格がなく、書類審査と修了考査で不合格とすべき者である。

修了考査は、構造設計実務に直接関わる記述式解答の設問5題程度と、構造設計図メモ作成設問1題とする。ただし、建築構造士と適合性判定員の場合は修了考査を免除する。

この修了考査は、講習講義の内容から出題するものではなく、日常の標準的構造設計において、当然解決されるべき課題に関し適切な対応力を有するかを問い、また、課題となった案件の構造設計図作成のためのメモをまとめる能力を問うものである。

この構造設計一級建築士は平成21年6月までに認定しなければならない予定となっている。

上記のような記述式で且つ解答が幾通りもある考査を、期日までに実施完了しなければならないし、一方で業務は中断できない(経済活動を止められない)とすると、大変なことになる。

もっと肝心なことは、この新資格者を如何にして国民から納得してもらえる方法で選抜し得るかにあるのではないか。例えば、社団法人日本建築構造技術者協会が多大な労力をかけて実施運営してきた、建築構造士制度が現存している。その建築構造士資格者約2,700人は、一級建築士取得後の実務要件、実務能力等は、構造設計一級建築士の要件に公明正大不足は無い。また、本年3月から実施している、構造計算適合性判定員の選定も、経歴要件として構造設計一級建築士の要件以上のエンジニアリング判断業務実績を求め、かつ、厳密な考査を経てきている。

このように、それまでの社会的実績を無視し、新資格に必要な資質を備える有資格者を無視し、全員が同じスタート台であるということは、極めて不合理である。また、人的資源を無意味な部分

に投入するのは国民にとっても大いに損失であり、構造設計実務や適合性判定業務を遅滞させる恐れもあり、有害な判断である。昭和25年に建築士資格を創設した時の過渡期に、実務実績の審査のみで新資格を付与した事例を参考にし、適合性判定員登録者および建築構造士資格者は修了考査を免除とすべきである。

## 2 - 2 制度定常化後

平成22年からの制度は以下の通りとする。

### 2 - 2 - 1 実務要件

全て制度新設時と同じである。法律で決定しているように、一級建築士資格取得登録後5年の建築構造設計および構造監理の実務経験の要件を満たす者でよいと考える。ただし、構造設計期間が3年以上として、監理より設計に比重が置かれるべきである点、および、受験時提出書類には構造設計を担当した3件の設計説明を求めることとする点は、制度新設時と変わらない。

### 2 - 2 - 2 資格取得時講習等

全て制度新設時と同じである。ただし、制度新設時のような修了考査の免除規定は削除する。定常化後の受講生は約400人と推定されている。

### 2 - 2 - 3 定期講習等

行政法に関する講義は、構造設計一級建築士定期講習時と建築士定期講習時とが、同じ内容になると考えられるので、この部分の講義はどちらかの受講でよいとの制度化を行うべきである。

以上